

○学校法人中村学園公益通報者保護規程

平成19年4月1日

制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本学園に勤務する教職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報(以下「公益通報」という。)及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談(以下「相談」という。)並びにこれらの問題に適正に対応するための措置について必要な事項を定めるものとする。

2 この取扱いに定めのある場合のほか、本学園における公益通報者保護に関する取扱いについては「公益通報者保護法(平成16年法律第122号)」の定めるところによる。

3 中村学園事業部については、別に定める。

第2章 通報処理体制

(公益通報者及び相談者)

第2条 公益通報及び相談ができる者は、次のとおりとする。

- ① 本学園のすべての教職員(派遣職員・退職後1年以内の者を含む)
- ② 本学園の取引事業者の従業員(退職後1年以内の者を含む)
- ③ 本学園の役員等(理事・監事・評議員)

(公益通報・相談の方法)

第3条 公益通報及び相談の方法は、電子メール・FAX・郵便・面会等によるものとする。

2 匿名による通報及び相談は、原則として本規程の対象としない。

(公益通報・相談の窓口及び担当者)

第4条 公益通報・相談に関する担当者(以下「担当者」という。)は、次のとおりとする。

- ① 常勤監事
- ② 法人本部総務部長
- ③ 事務局長又は事務長
- ④ 常勤監査役

2 担当者は、公益通報を行った教職員及び従業員(以下「公益通報者」という。)に対して、通報者が希望する場合、通報を受け付けた旨を速やかに通知するものとする。

3 担当者は、公益通報及び相談を受けた場合、理事長及び学校長にその内容を報告するものとする。

(調査)

第5条 理事長及び学校長は協議のうえ公益通報された事項に関する事実関係の調査の必要性を検討し、調査する内容によって、調査委員会(以下「委員会」という。)を設置することができる。

2 委員会の委員長及び委員は、理事長又は学校長が指名する。

3 委員長は、調査が終了した場合、速やかにその結果を理事長及び学校長に報告するものとする。

(協力義務)

第6条 関係する部署は、通報された内容の事実確認の調査に協力を求められた場合は、積極的に協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合、理事長及び学校長は協議のうえ、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

第3章 当事者の責務

(公益通報者の保護)

第8条 公益通報者は公益通報又は相談したことを理由として、解雇その他の不利益な扱いを受けない。

2 理事長又は学校長は、公益通報、相談及び調査への協力を行ったことを理由に、その者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を取るものとする。なお、公益通報者等に対して不利益扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

(個人情報保護)

第9条 通報された内容及び調査で得られた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。

(通知)

第10条 理事長又は学校長は、公益通報者に対して、通報者が希望する場合、調査結果及び是正結果について、被通知者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知するものとする。

(不正を目的とする通報)

第11条 通報者等は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報、その他不正を目的とした通報を行ってはならない。そのような通報を行った者に対しては、就業規則に従って、処分を

課することができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第12条 担当者に限らず、通報又は相談を受けた者(通報者等の管理者、同僚等を含む)は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めねばならない。

第4章 その他

(所管)

第13条 本規程の所管は法人本部総務部とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。